

芽室町産業振興活動助成金交付要綱

(総則)

第1条 この要綱は、芽室町産業振興活動事業に要する経費に対し、予算の範囲内で助成金を交付することについて、芽室町補助金等交付規則（平成11年芽室町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 芽室町の優れた地域資源を活用した、地域経済の発展に寄与する産業振興活動に要する経費の一部を助成することによって、芽室町の産業振興を図ることを目的とする。

(助成対象活動)

第3条 助成金の交付対象となる活動は、前条の目的を達するため、町民及び町内で事業を営む中小企業者・農林漁業者並びに町内で勤労する者で構成された団体又はグループ（以下「補助事業者等」という。）が行う活動であって、長期の地域経済効果が見込まれる活動とする。

2 前項の規定にかかわらず、政治的活動又は宗教的活動は、助成金の交付対象活動としない。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、別表に掲げる対象経費の2分の1以内とし、1団体につき30万円を限度とする。ただし助成金は、第3条の規定による活動に係る経費から、国、道及び団体等の補助金並びに補助事業者等の収益金等を控除して、額を算定するものとする。

(助成対象活動の募集等)

第5条 町長は、助成対象活動を募集しようとするときは、助成対象活動の選考基準等を別に定めて公表しなければならない。

(交付申請等)

第6条 助成金の交付を申請しようとする補助事業者等は、規則第3条の規定に定める補助金等交付申請書に、次の各号の書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 申請団体概要書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（第2号様式）

- (3) 収支予算書（第3号様式）
- (4) 経費算出内訳書（第4号様式）
- (5) その他町長が必要と認めるもの

2 同一事業への助成金の交付は年1回限りとし、3年を限度とする。

（交付決定）

第7条 町長は、前条の規定により申請のあった活動について、第5条で定める選考基準により審査した結果、助成することが適当であると認めたときは、規則第6条の規定により交付決定を行い、補助事業者等に通知するものとする。

2 町長は、助成金を交付しないことを決定したときは、速やかに申請者に通知するものとする。

（活動実績報告）

第8条 補助事業者等が、助成対象活動を完了したときは、規則第13条の規定による実績報告書に、次の各号の書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（第5号様式）
- (2) 収支決算書（第6号様式）
- (3) 経費算出内訳書（第7号様式）
- (4) 領収書の写し
- (5) その他町長が必要と認めるもの

（助成金額の確定）

第9条 町長は、前条の規定により活動実績報告書類の提出を受けたときは、規則第14条の規定により交付すべき助成金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。